

常任委員会における審査内容の報告



委員会名	経済建設常任委員会
------	-----------

議案名	
議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について	
【審査：令和4年9月定例会】	
議案等の主な内容	
粗大ごみの量の増加に伴い粗大ごみの処理に係る金額と手数料に大きな開きが生じ、財政負担が年々増加しているため、適正なごみ処理体制の維持を目的に、10kgを超える粗大ごみ処理手数料を600円に改定する内容である。	
主な改正内容は以下のとおり。	
旧 粗大ごみ一点につき	300円
↓	
新 粗大ごみ一点につき	大（重量10kg以上のもの）600円 小（大以外のもの）300円
審査内容（質疑応答、議員間討議）	
【質疑】	
粗大ごみの重さをどう判断するか	
【答弁】	
・受付を行う際に確認をとるが、回収の際に聞き取った情報と相違しているおそれがある場合は、量りを使用し、計量を行う。	
【質疑】	
倉浜衛生施設を使用している他市町村と、足並みをそろえないのか	
【答弁】	
・足並みをそろえたほうが良いが、次年度の当初予算の財源確保が喫緊の課題となるため判断した。	
表 決	
全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。	

～参考資料～

【資料①】令和5年市報ぎのわん3月号

【市の人口(2月現在、カッコ内は先月比)】 人口100,162人(-46) 男48,660人(-39) 女51,502人(-7) 世帯数 46,823世帯(+14)

健康・福祉

募集・お知らせ

相談案内 宜野湾市役所
☎893-4411

家庭・児童・女性相談		
女性相談(福祉・DV)	月~金 8:30~17:15	893-4643
女性一般(相談)	月~金 10:00~17:00	896-1215
人材育成交流センターゆびき		
家庭児童相談室	月~金 8:30~17:15	893-4643
沖縄子ども虐待ホットライン	月~金 17:15~翌8:30 土日祝日 終日	886-2900
福祉相談		
生活の困りごと相談	月~金 9:00~17:00	保護課
ふれあい相談室 社協	月~金 9:00~16:00	896-2020
法律相談(要事前予約、予約状況は事前にお問い合わせください)		
無料法律相談	水 13:30~16:30 金 13:30~15:30	893-4136
市民相談		
市民相談	月~金 10:00~16:00 (12:00~13:00は除く)	
人権困りごと相談所	第3木 13:30~16:30	893-4136
不動産無料相談(要予約)	第4火 13:30~15:30	
行政相談	第4木 14:00~16:30	
消費生活相談		
消費生活センター	月~金 10:00~16:00 (12:00~13:00は除く)	893-4135
教育相談		
はごろも学習センター(支援係)	月~金 9:30~16:00	893-5073
適応指導教室(若葉教室)	月~金 9:30~17:00	893-8859
職業相談(ふるさとハローワーク)		
地域職業相談	月~金 9:30~17:00	893-5588

博物館市民講座受講生募集!

【比嘉美津子 絵画展ギャラリートーク】
企画展「比嘉美津子 絵画展」のギャラリートーク、作者が作品への想いを語ります。

日時 4/2(日) 14:00~16:00
(13:30受付)

会場 市立博物館 1階「企画展示室」

講師 比嘉 美津子 (画家)

定員 25人 (先着順) 受講料 無料

申込期間 3/12(日)~4/1(土)

※定員に達し次第締切

受付時間 9:00~17:00

(火曜、祝日休館)

申 問 市立博物館 ☎870-9317

建築計画概要書等の写しの交付手続きが変わります!

宜野湾市では、建築計画概要書等の写しの交付を、情報公開条例に基づく交付手続きにて行っておりましたが、今般、新たに条例を設け、手続きを簡素化し建築指導課でのワンストップサービスとなります。条例施行開始日の令和5年4月1日以降から、交付手数料は申請件数1件につき300円となります。

宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する手続きについて、詳しくは建築指導課ホームページ、または窓口までお問合せください。

手続きの改正時期 4/1(土)

申 問 建築指導課 ☎893-4123

【出題者】新城 修空さん
宜野湾市立宜野湾小6年
豊田塾宜野湾将棋道場4級
宜野湾市子供将棋サークル出身
第11回琉球銀行杯新春将棋大会C級
準優勝

解答および詰将棋のルールについては⇒

粗大ごみの処理手数料

令和5年4/1(土)より

が変わります!

宜野湾市では、平成16年4月に家庭ごみの有料化が実施されて以降、ごみ手数料の見直しは行われてきませんでした。しかしながら、近年、人口やごみ量の増加に伴い、ごみ処理にかかる経費も増大しております。今後も適正なごみ処理体制を維持していくためには、処理に係る費用を受益者にも負担して頂く必要があると判断をし、下記のとおり粗大ごみ処理手数料を改定いたします。

○改定内容

(小) 10kg未満 粗大ごみ処理券 300円

(大) 10kg以上 粗大ごみ処理券 600円

※ 粗大ごみ1点につき

(小) は粗大ごみ処理券 **1** 枚

(大) は粗大ごみ処理券 **2** 枚

を貼りつけて下さい



○改定時期

令和5年3/31(金)までに受付したものは改定前の手数料(一律300円)が適応されます。

令和5年4/1(土)受付より施行

※3月は粗大ごみ回収受付が多くなり、受付から回収までの日数が長くなることが予想されます。

申 問 環境対策課 ☎893-4140

宜野湾市役所 ☎893-4411 (代表)

申 問 …… 問い合わせ

申 …… 申し込み先

常任委員会における審査内容の報告



委員会名	経済建設常任委員会
------	-----------

議案名	
議案第23号 宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について 【審査：令和5年3月定例会】	
議案等の主な内容	
公園、学校、保育所等から100m以内であっても、寺院又は教会の境内へ納骨堂の設置を可能とする内容である。 ※改正後のイメージ図	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">旧</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">新</div> </div>
審査内容（質疑応答、議員間討議）	
<p>【質疑】 今の時期に墓地設置規制の見直しがされるのは、西普天間住宅地区等の整備と関連があるか</p> <p>【答弁】 ・増加する墓地需要に対応するためには、民間霊園の整備を進める必要があり、すでに県内11市中9市で人家等からの距離に関し、除外規定が設けられている現状も踏まえ、本市も規制緩和を行うものであって、整備計画等に関連しての改正というわけではない。</p> <p>【質疑】 納骨堂を設置する際、高くなりすぎないように料金の規制等検討できないか</p> <p>【答弁】 ・具体的な検討はしていないが、公共的な面が墓地にはあるので公営墓地を作る際には民間より低い価格設定を、また、民間に対して設置の許可を出す際にはどれだけ市民に還元できるかを含めて検討していきたい。</p>	
表 決	
全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。	

～参考資料～

【資料①】 宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の説明資料

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について

1 本市の墓地行政について

- 平成 24 年 4 月 1 日 墓地等の経営許可権限が県から市へ移譲（第 2 次地方分権改革）
- 平成 25 年 3 月 宜野湾市墓地基本計画策定（以下、「基本計画」）
- 平成 26 年 4 月 1 日 宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下、「条例」）
施行

2 墓地等の経営許可業務概要

- 墓地等(墓地、納骨堂及び火葬場)を経営しようとするものへの許可業務
※墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生及び公共の福祉の確保に寄与することを目的としている（条例第 1 条関連）。
※「経営」とは、墓地等を設置し管理及び運営すること。
- 経営許可までの流れは別紙 1 のとおり

3 条例改正の理由

- 現在、市の条例においては、墓地等の設置場所の基準が、「公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院その他公共的施設又は人家との水平距離」が 100m 以上(火葬場は 200m 以上)であることとなっており、寺院、教会(以下、「寺院等」)が境内地内に納骨堂の設置を検討する場合でも、同基準により一律に制限せざるを得ない実情がある。
- 宜野湾市墓地基本計画では、市民の墓地需要に対応する施策の一つに「民間霊園の整備」を示しており、その一助として境内地内への納骨堂設置の場合に関し、規制の見直しを進めたい。
- なお、県内 11 市中 9 市は、寺院、教会の境内への納骨堂設置である場合、人家等からの距離に関して除外規定を設けている。

4 条例改正概要

- 条例第 13 条（設置場所の基準）の第 1 項第 2 号イの規定について、「納骨堂にあつては、100 メートル」の次に「(ただし、寺院又は教会の境内に建設する場合はこの限りでない。)」の一文を加える。

5 「寺院及び教会」について

- ・今回、規制の見直しを適用する寺院及び教会は、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するものを前提にしている(宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例 第 3 条第 1 項第 2 号)。

6 用語等について(参考)

- ・「納骨堂」・・・墓地、埋葬等に関する法律 第 2 条第 6 項
- ・「宗教法人」・・・宗教法人法第 4 条第 2 項に規定する法人
- ・「墓地等」・・・宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例 第 1 条

7 宜野湾市墓地基本計画概要(抜粋)

【宜野湾市墓地基本計画(平成 25 年 3 月)】

○市の墓地需要：3,620 基(令和 14 年見込)

✓うち、53.2% (1,926 基)を公営墓地の整備で賄う方針

○民間霊園の整備

- ✓公営墓地が墓地供給量を賄えない場合は民間霊園の整備を推進する。
- ✓墓地需要すべてを(公営墓地で)早急に対応することは困難。
- ✓公営墓地の補足として民間霊園を容認(宗教法人や公益法人等)。
- ✓宗教法人等に対しては許可基準の緩和を行うなどの仕組み検討する。

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年 法律第48号）（抜粋）

第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 略

○宜野湾市墓地等の經營の許可等に関する条例（平成25年条例第42号）（抜粋）

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の經營の許可等に係る基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、墓地等の經營の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生及び公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(經營の主体)

第3条 法第10条第1項に規定する墓地等を經營しようとする者(以下「經營者」という。)は、次の各号(納骨堂又は火葬場を經營しようとする者にあつては、第1号から第3号まで)のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (3) 墓地の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (4) 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体
- (5) 付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地(以下「個人墓地」という。)を経営しようとする者(事前協議等)

第 4 条 法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第 2 項の規定による墓地等の変更の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、当該墓地等の経営又は変更の計画(以下「墓地等計画」という。)について、市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者が、前項の規定による協議を行う場合は、協議書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要に応じ、沖縄県知事又は沖縄県内の市町村の長に協議書を送付し、意見を求めることができる。
- 4 市長は、第 1 項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(設置場所の基準)

第 13 条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。
- (2) 墓地等の区域の境界線と公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院その他公共的施設又は人家との水平距離が、次に定める距離以上であること。
 - ア 墓地にあっては、100 メートル
 - イ 納骨堂にあっては、100 メートル
 - ウ 火葬場にあっては、200 メートル
- (3) 水源を汚染するおそれのない土地であること。

2 略

○宗教法人法(昭和26年法律第126号)(抜粋)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

二 略

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(境内建物及び境内地の定義)

第三条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地(立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。)

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地(神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。)

五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

(法人格)

第四条 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

二 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。